

理事長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長

NO. 0573 P. 局

係

会員組合 各位

News Release

平成 30 年 8 月 6 日

岩手県中小企業団体中央会

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」
2次公募案内

【目的】

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

【補助対象事業・要件】

本事業では、『革新的サービス』・『ものづくり技術』の2つの類型があります。

それぞれに、「企業間データ活用型」、「一般型」、「小規模型」があり、補助上限額、補助率等は以下の通りです。

事業類型	補助上限額	補助率	設備投資	補助対象経費
企業間データ活用型 (※1)	1,000万円	2/3以内	必要	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費
一般型 (※2)	1,000万円	1/2以内 (※3)		
小規模型(設備投資のみ) (※2)	500万円	1/2以内 (小規模企業者 2/3以内)		

(※1)「企業間データ活用型」において、連携体は、幹事企業を決め、10者まで。さらに連携体参加者×200万円を上限とした追加分を連携体内で配分できます。

(※2)「一般型・小規模型」において、複数の中小企業等が連携体として申請を行うことが可能です。(補助上限額は共同申請全体で一般型1,000万円、小規模型500万円)

(※3)「一般型」において、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)」に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が、「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合補助率2/3以内

申請事業は、『革新的サービス』・『ものづくり技術』のいずれかの類型の要件を満たし、事業の実効性について認定支援機関の確認が必要となります。

『革新的サービス』

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

『ものづくり技術』

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

【公募期間】

平成30年8月3日(金)～平成30年9月10日(月)〔当日消印有効〕

※応募書類は、郵送により岩手県地域事務局宛てに送付して頂くようお願い致します。公募要領・応募書類につきましては、岩手県中小企業団体中央会のホームページからダウンロードしてお使い願います。

組合員企業の皆様に対し、説明会への参加勧奨及び本補助金の活用勧奨のご協力をお願い致します。

【お問い合わせ・申請先】

岩手県地域事務局(岩手県中小企業団体中央会)

〒020-0878 盛岡市肴町4番5号 岩手酒類卸備ビル2階

TEL: 019-613-2633 FAX: 019-613-2634 URL: <http://www.ginga.or.jp/>

